様式第31号（第22条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

盛岡北部行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会　御中

（組合の機関）

諮　　問　　書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第３項において準用する同条第１項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １　審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　審査請求に係る訂正決定等  （訂正決定等の種類）  □訂正決定  □不訂正決定 | (1) 訂正決定等の日付、記号番号  (2) 訂正決定等をした者  (3) 訂正決定等の概要 |
| ３　審査請求 | (1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨 |
| ４　諮問の理由 |  |
| ５　参加人等 |  |
| ６　添付書類等 | ①　保有個人情報訂正請求書（写し）  ②　保有個人情報訂正決定通知書（写し）又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（写し）  ③　審査請求書（写し）  ④　理由説明書  ⑤　その他参考資料 |
| ７　諮問庁担当課、担当者名電話番号、ＦＡＸ番号、  メールアドレス、住所等 |  |

（注１）　２の「（訂正決定等の種類）」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。

（注２）　４の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注３）　６の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第２項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。